

○霧島市建設共同企業体入札参加資格等取扱要綱

平成17年11月7日

告示第41号

改正 平成18年7月10日告示第263号

改正 令和2年3月31日告示第100号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市が発注する建設工事の競争入札に参加することができる共同企業体の資格及び資格の審査その他共同企業体の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 特定建設工事共同企業体 建設工事の規模、性格等の特性に着目して特定の建設工事ごとに結成される共同企業体をいう。
- (3) 経常建設共同企業体 中小建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工能力の強化を目的として結成される共同企業体をいう。
- (4) 共同企業体 特定建設工事共同企業体及び経常共同企業体をいう。

(参加対象競争入札)

第3条 共同企業体に参加することができる競争入札は、次の各号に掲げる共同企業体の区分に応じ、当該各号に定める建設工事に係る競争入札とする。

- (1) 特定建設工事共同企業体 次の表の左欄に掲げる建設工事の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる工事金額以上の金額に係る建設工事で技術的難易度の高い特定建設工事(高速道路、橋梁、せき、トンネル、ダム、空港、港湾、下水道等の土木構造物、大規模な建築物及び大規模な設備等に係る建設工事をいう。)

建設工事の種類	工事金額
土木一式工事(ダム工事及びトンネル工事を除く。)	おおむね2億円
ダム工事及びトンネル工事	おおむね2億円
建築一式工事	おおむね2億円
その他の工事のうち、設備工事(電気工事管工事等)及び造園工事	おおむね1億円

- (2) 経常建設共同企業体 全ての建設工事

(構成員の資格)

第4条 共同企業体の構成員となることができる者は、霧島市建設工事等入札参加資格審査要綱(平成17年霧島市告示第36号。以下「資格審査要項」という。)第2条第1項の規

定により入札参加資格を認められた者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 競争入札に付する建設工事の種類に対応する法第3条第1項の許可(同条第3項の許可の更新を含む。)を受けてから3年以上経過した者
- (2) 競争入札に付する建設工事を構成する工種を含む建設工事について、元請負人(法第2条第5項に規定する元請負人をいう。)としての施工実績がある者
- (3) 法第26条第1項に規定する主任技術者で国家資格を有する者(昭和47年建設省告示第352号に規定する者をいう。)又は法第26条第2項に規定する監理技術者を当該建設工事の現場に専任で配置できる者

(構成員の数)

第5条 共同企業体の構成員の数は、2又は3とする。ただし、特定建設工事共同企業体が競争入札に参加しようとする場合において、当該建設工事が特に大規模であり、かつ、多数の工種にわたること等その他建設工事の特性により技術力を結集する必要があると市長が認めるときは、4又は5とすることができる。

(構成員の組合せ)

第6条 共同企業体の構成員の組合せは、次の各号に掲げる共同企業体の区分に応じ、当該各号に定める組合せとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体 資格審査要綱第3条の規定によるその構成員の入札参加資格の格付(以下「格付」という。)がA級とされた者による組合せ又はA級とされた者及びB級とされた者による組合せ
- (2) 経常建設共同企業体 その構成員の格付が同一の者又は直近のものによる組合せ

(構成員の出資比率)

第7条 共同企業体の各構成員の出資比率は、当該共同企業体の構成員の数の逆数に10分の6を乗じて得た率以上の比率でなければならない。

(共同企業体の代表者)

第8条 共同企業体の代表者は、特定建設工事共同企業体にあつては構成員のうち出資比率が最も大きい者(出資比率が同一の場合は、工事施工能力が高い者)とし、経常建設共同企業体にあつては構成員のうちから構成員の協議により決定された者とする。

(資格審査)

第9条 競争入札に参加しようとする共同企業体は、当該競争入札に参加する資格を有する共同企業体であるかどうかについての市長の審査(以下「資格審査」という。)を受けなければならない。

2 資格審査を受けようとする共同企業体は、共同企業体による競争入札参加資格申請書(別記様式)に次に掲げる書類を添えて、市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 共同企業体協定書(2部)
- (2) 法第27条の27第1項の規定による当該共同企業体の構成員に係る経営事項審査の

結果の通知書の写し(2部)

(3) その他市長が必要と認める書類

(格付の基準)

第10条 市長は、資格基準の結果、共同企業体が競争入札に参加する資格を有すると認めるときは、当該共同企業体について格付(以下「企業体格付」という。)を行うものとする。

2 企業体格付は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 特定建設工事共同企業体の企業体格付は、構成員の格付のうち上位の格付によるものとする。ただし、構成員の格付が同一である場合は、当該構成員の格付とする。

(2) 経常建設共同企業体の企業体格付は、資格審査要綱第3条の規定に準じて行うものとする。この場合において、同条第1号の客観的事項の審査は、法第27条の23第3項の規定に基づく平成6年建設省告示第1461号(建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件)に準じて市長が別に定める施工能力格付要素審査基準に基づき行うものとする。

3 市長は、前2項の規定により格付を行ったときは、その結果を当該共同企業体に文書で通知するものとする。資格審査の結果、競争入札に参加する資格がないと認めた場合も、同様とする。

(指名競争入札に際しての指名基準)

第11条 指名競争入札に際しての共同企業体の指名の基準は、霧島市建設工事指名競争入札参加者等の指名基準等に関する要綱(平成17年霧島市告示第39号)に定めるところに準ずるものとする。

2 市長は、指名競争入札に際しては、現に経常建設共同企業体を結成している者については、個々の建設業者としての指名は行わないものとする。

(予備指名の禁止)

第12条 市長は、共同企業体を建設工事の入札に参加させようとする場合において、当該共同企業体の構成員となるべき者としての指名を行ってはならない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年11月7日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の隼人町建設共同企業体入札参加資格等取扱要綱(平成11年隼人町告示第21号)又は解散前の国分・隼人公共下水道組合建設工事に関する建設共同企業体取扱要領(平成元年国分・隼人公共下水道組合要領第1号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年7月10日告示第263号)

この告示は、平成18年7月10日から施行する。

附 則(令和2年3月31日告示第100号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式(第9条関係)

共同企業体による競争入札参加資格審査申請書

今般、霧島市が行う建設工事の共同施工を行うため、
を代表とする 特定建設工事共同企業体（ 経常建設
共同企業体）を結成したので、別紙の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違無いことを誓約しま
す。

年 月 日

霧島市長 様

共同企業体の名称	
共同企業体の代表者の住所及び名称並びに代表者の氏名	㊟
共同企業体の構成員の住所及び名称並びに代表者の氏名	㊟
	㊟
	㊟

注 この申請書には、別紙付表を添付すること。

付表

構 成 員 の 商号又は名称	入札参加業種に対応する許可業種			入札参加業種
	許 可 番 号	許 可 年 月 日	一 般 ・ 特 定 の 別	
希望する工事名 及び工事箇所 (この欄は経常 建設共同企業体 の場合は記入す る必要はありま せん。)	工事名			
	工事箇所			